



国民年金

公的年金は全員加入の 社会保険方式です

若い人たちの国民年金離れが著しいといわれています。しかし、国民年金は不必要なのでしょうか。保険料を払おうとしない人たちにも、よく考えてもらいたいのです。

かつて高齢者は、子どもからの経済的援助や自分の貯蓄などによって、老後生活を送っていました。でも、貯蓄には弱点があります。誰も自分の寿命を予想できませんし、必要な貯蓄額を事前に知ることはできません。しかも、若いころから引退時、さらに寿命を全うするまでには何十年という長い時間があり、予想を超えるインフレによる貯蓄の目減りなどが生じる可能性もあります。

また、貯蓄できない人はどうすればいいのでしょうか。子どもからの仕送りも不安定ですし、頼れる子どもがすべての人にいるわけではありません。子ども自身の経済状況に左右されることにもなります。

その上、日本社会の構造変化、特に第一次産業で働く人の激減、核家族化や若者の都会への集中、サラリーマン化などにより、遠く離れた家族が仕送りに頼ることはさらに難しくなりました。また、平均寿命が大幅に伸び、老後生活が長期化したことも、老後生活を送る

ことを困難にしています。いくら貯めたらいいのかわからないのです。

今日、公的年金は、基本的には現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える、という世代間扶養の考え方で運営されています。これは、一人ひとりで行っていた老親の扶養や仕送りを、社会全体の仕組みに広げたものです。現役世代が全員でルールに従って保険料を納付し、高齢者全体を支えるこの仕組みは、私的な扶養の不安性やそれをめぐる気兼ねやトラブルを避けられるというメリットがあります。

また、現役世代が生み出す富の一定割合をその時その時の高齢者世代に再配分するという仕組みを取ることで、物価スライドが可能になり、それによって実質的価値を維持した年金を一生にわたって保障するという、安定的な老後の所得保障を可能にしているのです。

公的年金は、高齢者世代にとってはもちろんのこと若い世代にとっても、自分の親の扶養や自分自身の老後の心配を取り除く役割を果たしています。

また、個人の自立を高め、社会の発展に貢献している側面もあります。このように、公的年金は、国民の生活、経済から見て不可欠な重要な存在となっているといえます。国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。

国民健康保険課国民年金担当
☎72-3122



国民健康保険

移動申告受付を実施します

国民健康保険税は、前年の収入に基づいて算定します。そのため、国保加入者はたとえ前年の収入がない場合でも、必ず申告をする必要があります。

現在未申告の方に、移動申告受付の案内状を送付しますので、ご利用ください。

なお、必要なものは案内状裏面を確認してください。

移動申告受付日程

受付場所	日 時
市役所 (国民健康保険課)	8月23日(月) ~27日(金) 9:30~16:00
親船出張所	8月24日(火) 9:30~12:00
八幡コミセン	8月24日(火) 13:00~15:30
花川北コミセン	8月25日(水) 9:30~15:30
花川南コミセン	8月26日(木) 9:30~15:30
花川南出張所	8月27日(金) 9:30~15:30

第2期の納期限は8月31日(火)です

納期限までに忘れずに納税してください。納期限までに納めることができない事情のある方は、必ず担当までご相談ください。納税相談のないまま、未納が続くような場合は、給与などの財産の差押を実施いたします。

国民健康保険課国保賦課収納担当
☎72-3123(直通)



平成16年 全国消費実態調査

9月から11月にかけて、平成16年全国消費実態調査が実施されます。

この調査は、国民の暮らし向きを、家計の所得、消費、資産の3面から総合的に把握することを目的として、全国の世帯から統計的な方法に基づいて選定された世帯を対象に行われます。

調査結果は、統計としてまとめられ、国や地方公共団体の各種社会・経済施策などの基礎資料として広く利用されます。

なお、調査された事柄を、統計を作成する目的以外に使用することは、「統計法」という法律で固く禁じられていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

情報管理課統計担当 ☎72-3159



消費生活相談

海外宝くじに当選?

Q1. 突然、海外宝くじに「当選」または「当選確実」と書かれたダイレクトメールが届き、当選金の振込口座を教えたが、1カ月を過ぎても入金されない。

Q2. ダイレクトメールを見て2年前に宝くじ購入の申し込みをしたが、全然当たらないため購入を止めたが、クレジットカードの引き落としは止まらない。

A. このような「海外宝くじ」に関する相談が増えています。申し込んでもいない「宝くじ」に当選することはありません。また、「当選確実」

な「宝くじ」もありえません。申し込んでもいないのに送られてきたダイレクトメールで海外宝くじを申し込むことによって、さらなる情報漏えいの可能性もあります。信用できない相手にクレジットカード番号や電話番号等を教えることは非常に危険です。

海外宝くじは、購入方法や当選確認方法などが分かりにくいなど問題は多く、業者が海外に所在していれば、トラブルが起こった際の被害の回復も難しくなります。また、国内で「海外の宝くじ」の販売・購入は刑法第187条に抵触しています。

おかしいと思ったら、まずはご相談ください。

石狩市消費生活相談窓口 ☎75-2282
石狩消費者協会相談窓口 ☎72-2432



「指定管理者制度」のあらまし

平成15年9月の改正地方自治法の施行により、「公の施設」(公園・集会所・コミュニティセンター・スポーツ施設など)の管理運営に指定管理者制度が導入され、従来、委託先が公共団体等に限定されていた施設の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

現在、市では、指定管理者の手続きなどについて、条例案を議会に提出し、審議をいただいておりますが、議決後は、対応可能な施設から、順次制度導入を進めていきます。

●制度創設の目的と効果

指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しながら、市民サービスの向上と維持管理費用の縮減等を図ることを目的とするものです。

また、効果としては、

- ①公の施設を民間事業者が一元的に管理運営することによって、効果的かつ効率的な運営が期待できる
 - ②非営利活動団体等が管理運営を担う場合には、市民が地域の施設運営管理に主体的に参画することが期待できる
 - ③市にとっては、上記のほか、施設管理に要する人員や経費の削減が見込まれる
- などが挙げられます。

●管理委託制度(従来)と指定管理者制度との違い

従来は公共団体等に限定されていた管理運営主体が民間事業者にまで広げられたこと以外にも、下の表のような違いがあります。

●石狩市における対応は

【石狩市における「公の施設」の設置状況(H16.5末現在)】

市内には、223施設(小中学校15校を除く)の「公の施設」があります。

そのうち、直営で管理運営している施設が43施設、外部委託している施設が180施設となっています。

【今後の対応】

現在、外部委託をしている180施設を中心に、改正地方自治法で定められた経過措置期間(平成18年9月1日まで)終了前の平成18年4月1日を目途に指定管理者制度への移行を予定しています。

手続条例制定後は、各施設の設置条例の改正を行い、可能な施設から「指定管理者の選定が行われることとなりますが、選定に当たって、公募をする際には、改めてお知らせいたします。

指定管理者制度対策室 ☎72-3633

	管理委託制度<<改正前>>	指定管理者制度<<改正後>>
市が施設の管理運営を委ねる相手方	・公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定 ※相手方を条例で規定	・民間事業者を含む幅広い団体(個人は除く) ※議会の議決を得て指定
権限と業務の範囲	・施設の設置者である市との契約に基づき具体的な管理の事務または業務の執行を行う。 ・施設の管理権限および責任は、施設の設置者である市が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	・施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 ・施設の設置者である市は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	・委託の条件、相手方等	・指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲等
契約の形態	・委託契約	・協定 ※市長等と指定管理者となるべき団体とがお互いに綿密な意思疎通を図った上で作成する。



防災情報

ルールを守って楽しい花火

花火は気軽に楽しめるものですが、その原料は火薬ですから、使い方を間違えると、大きな事故につながります。着ていた服に着火してやけどを負ったり、花火の残り火から火災が発生したケースもあります。

このような事故を防ぐためにも、花火をするときは子どもだけで遊ぶのではなく、大人が積極的に参加し、花火の正しい扱い方、火の後始末を指導しましょう。

【楽しく花火遊びをするために】

- ・水を用意し、大人と一緒に遊びましょう
- ・風が強い日は、花火はやめましょう
- ・花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊ばないようにしましょう

- ・たくさんの花火に一度に火を付けないようにしましょう
- ・打ち上げなどの筒ものの花火は、途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。

石狩消防署予防課 ☎74-7165



石狩市の交通事故発生状況

平成16年6月末現在

区分	花川南	花川北	樽川	花畔	新港	緑苑台	生振	本町	八幡	合計
今年 (平成16年)	発生	38	17	10	13	25	8	6	1	3 121
	死者	0	0	0	0	0	0	2	0	0 2
昨年 (平成15年)	発生	45	19	10	17	26	10	7	1	3 138
	死者	47	15	17	5	28	9	11	2	6 140
増減	発生	0	0	0	0	1	0	0	0	0 1
	死者	53	16	21	6	31	16	12	2	9 166
増減	発生	-9	2	-7	8	-3	-1	-5	-1	-3 -19
	死者	0	0	0	0	-1	0	2	0	0 1
増減	発生	-8	3	-11	11	-5	-6	-5	-1	-6 -28

止まれ 3つの基本行動「止まる」「見る」「待つ」で事故防止!!

※事故発生後24時間以降に死亡した方については死者数に含めていません。

市民生活課 ☎72-3191